



災害時こそ 思いやりの心を



近年、日本国内でさまざまな自然災害が発生しています。大規模災害時には、日常にはないストレスや不安感を感じる中で、さまざまな人権上の問題が起きる可能性があります。災害が起こったときに、私たちの人権をどのようにして守っていくのかを考えてみましょう。

誰もが安心して過ごすためには

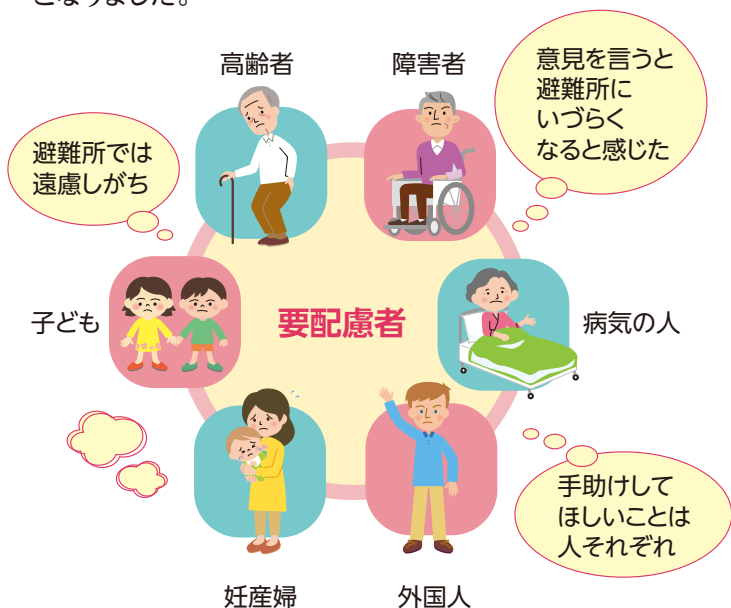
大規模な災害が起きたとき、被災者は避難所での長期の生活を強いられることがあります。

過去の災害では、避難所生活を送る中で、要配慮者とされる人々への配慮が行き届かないことが課題となりました。

「災害時における人権」について考えよう

本市では、平成28年に男女共同参画の視点を取り入れた「避難所運営の手引き」を作成し、避難所生活における課題について考えることの重要性を示しています。

災害時でも、みんなが思いやりの心を持って接しあうことができるよう、一人ひとりが日ごろから災害時のことをイメージして、災害時における人権について考えていきましょう。



PDFをダウンロードできます



男女共同参画の視点を取り入れた「避難所運営の手引き」

時 12/8(土)
9:30~17:00
所 文化会館

じんけんフェスタ2018

1948年12月10日に国際連合において世界人権宣言が採択されたことを記念して、12月4日~10日が人権週間と定められています。

人権センターでは、この人権週間に合わせて「じんけんフェスタ2018」を開催します。詳しくは、広報よっかいち10月下旬号15ページをご覧ください。

人権週間記念映画&講演「八重子のハミング」

時 13:00から(12:30開場) 所 第2ホール

(当日9:30から第3ホールで整理券を1人1枚配布。先着順)



©Team「八重子のハミング」

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

人権・同和政策課 ☎354-8293 FAX 354-8611
人権センター ☎354-8609 FAX 354-8611
人権・同和教育課 ☎354-8253 FAX 354-8308